

## 平成25年第12回稲城市教育委員会定例会

1 平成25年12月17日、午後2時から稲城市役所6階603会議室において、平成25年第12回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野	好江
伊勢川	岩根
城所	正彦
保坂	律子
小島	文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤 明
指導室長	千葉 正法
学校教育課長	松本 葉子
教育部副参事	並木 茂男
指導主事	細谷俊太郎
指導主事	竹之内 勝
学校給食	
共同調理場所長	伊藤 徹男
生涯学習課長	小島 寛
体育課長	笠松 浩一
文化センター課長	秋和 広子
図書館長	毛塚 是則

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	斎藤 晃二
学校教育課庶務係	風間 浩子
学校教育課庶務係	目崎 絢

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2 「会期の決定」
- (3) 日程第3 「教育行政報告」
- (4) 日程第4 第40号議案  
「稲城市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則」

委員 長      それでは、平成25年第12回稲城市教育委員会定例会を始めさせていただきます。

平成25年も最後の月になって、1年間、本当に皆様方の色々なご努力により、改革その他もろもろございましたけれども、無事にここまで参りました。

それでは、第12回の定例会を開催させていただきます。

日程第1    本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。前例に従いまして委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員 長      ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、保坂委員にお願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員 長      ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。教育長から「教育行政報告」の申し出がございます。

日程第3    「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

[ 教育行政報告 ]

教育 長      教育行政報告につきましては、各課長より報告申し上げます。

学校教育課長    1    平成25年度就学時健康診断について  
2    平成25年11月分不登校による欠席児童・生徒数について

指導室長        1    担当者事業について  
2    連携推進事業について  
3    研修事業について  
4    学校訪問事業について  
5    その他について  
6    教育センター関係について

学校給食  
共同調理場所長    1    第6回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について  
2    第2回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会場長会について

- 3 第3回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会給食運営管理研究部会について
- 4 南多摩保健所主催 平成25年度食品衛生実務講習会参加について

- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
  - 2 社会教育活動の振興について
  - 3 青少年委員関係
  - 4 ふれあいの森関係について
  - 5 青少年指導者養成事業について
  - 6 芸術文化活動の振興について
  - 7 成人式について
  - 8 文化財の保護と普及について
  - 9 生涯学習推進事業について
  - 10 学校施設コミュニティ開放事業について
  - 11 放課後子ども教室支援事業について

- 体育課長
- 1 スポーツ推進委員協議会関係について
  - 2 市立公園内運動施設管理運営について
  - 3 社会体育施設管理運営について
  - 4 体力づくり運動推進事業について
  - 5 東京ヴェルディ支援推進事業について
  - 6 その他について

- 文化センター課長
- 1 会議について
  - 2 公民館主催事業の実施状況について
  - 3 児童館における事業の実施状況について
  - 4 iプラザの主な主催事業の実施状況について
  - 5 平成25年11月文化センター課利用統計について

- 図書館長
- 1 市主催事業について
  - 2 中央図書館主催事業（SPC 運営）について
  - 3 分館の主催事業について
  - 4 城山体験学習館の主な事業について
  - 5 学校・地域との連携について
  - 6 平成25年11月図書館利用統計について

委員長 ありがとうございます。  
教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第40号議案「稲城市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、第二文化センターの大規模改修工事による稲城市立第二公民館の小会議室の増設に伴い、稲城市立公民館条例施行規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、文化センター課長より説明いたします。

委員長 文化センター課長、お願いします。

文化センター課長 第40号議案「稲城市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案関係資料及び議案概要説明書をご覧ください。

本案につきましては、稲城市第二文化センターの大規模改修工事による稲城市立第二公民館の小会議室の増設に伴い、稲城市立公民館条例施行規則の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしまして、別表3、稲城市立第二公民館の部に小会議室を加え、使用時間区分について規定いたします。

また、附則につきましては、附則に施行期日を定め、平成26年4月1日を施行日とするものでございます。

ご審議くださるようお願いいたします。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。ご質問どうぞ、ありましたらお願いいたします。

城所委員、どうぞ。

城所委員 この小会議室の増設ということなんですけれども、場所的にはどの辺のことを言っているんでしょうか。

委員長 文化センター課長、お願いします。

文化センター課長 第二文化センター3階が公民館の部分になりますので、公民館の3階、階段を上がりまして、今まで空気調整室の機械室であったところでございます。今までボイラーで冬の暖房をやっておりましたが、今度はもうガスヒートポンプ方式に変更するために機械等が不要になりますので、機械を撤去したところ、1階、2階、3階とございますが、3階の公民館部分の機械室につきましては

会議室に転用するという事で、ちょうど3階に上がった階段の脇になります。

約12平米ぐらいの小さなお部屋ですが、5、6人の打ち合わせ、そういった活動には使えるかということで、会議室に転用するものでございます。

委員長 ありがとうございます。  
どうぞ、城所委員。

城所委員 すみません、この提案理由の中で「小会議室の増設に伴い」という言葉が入っているんですけど、これは今まで小会議室として使われていたということではないんですか。

委員長 文化センター課長。

文化センター課長 これまでは機械室という、空調の機械室という位置づけでしたので、会議室としては増設という、転用という用途の変更で増設というような記載となっています。

委員長 城所委員。

城所委員 すみません、もう一点。老人施設との関連は、これはないということですか。

委員長 文化センター課長。

文化センター課長 3階の部分が今回のこの小会議室の部分ですけれども、この3階のエリアは公民館の部分でございますので、公民館の施設として。2階にも同じように機械室として空調の機械室がございましたが、そちらのほうは倉庫、収納のスペースとして使う予定でございます。

委員長 他にはいかがでしょうか。よろしいですか。  
それでは、他に質問がないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
これより第40号議案 稲城市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則を採択いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって第40号議案は原案のとおり可決いたしました。  
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午後 2 時 2 6 分閉会)